

## 上川町の給与・定員管理等について

### 1 総括

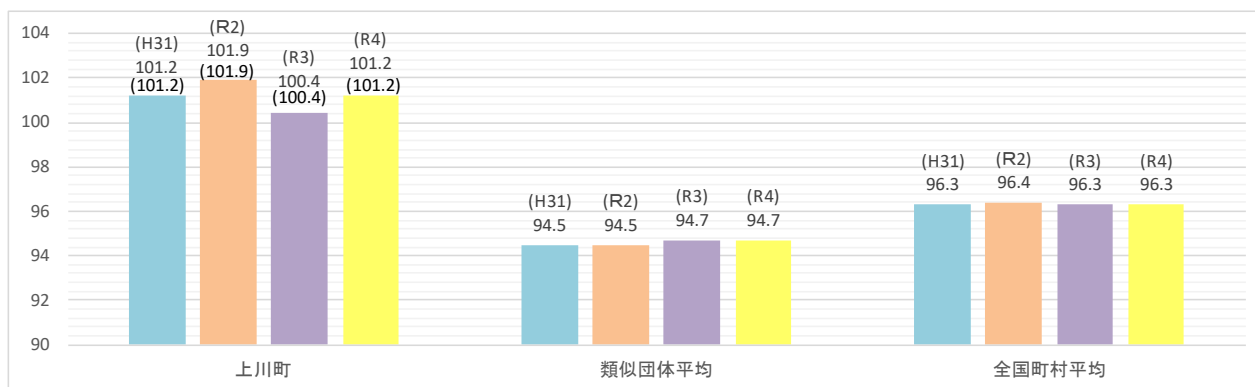
区 分	住民基本台帳人口 令和4年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率*
令和3年度	3,308 人	5,988,944千円	169,450千円	997,499千円	16.7 %	16.6 %

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	参考 類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	97 人	325,783千円	58,791千円	115,320千円	499,894千円	5,154 千円	5,333 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 〇書き数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(※) 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ③の理由について・・・経験年数階層内での職員変動によるため。  
 ③の改善について・・・今後の新規採用においては、計画的な採用を行い適正な定員管理に努める。

(4) 給与改定の状況

- ①月例給 人事院勧告どおり
- ②特別給 人事院勧告どおり

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施

(実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.5%引き下げ

(経過措置) 激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
上川町	38.9 歳	292,300 円	349,509 円
			327,827 円
道	42.8 歳	318,100 円	389,642 円
			360,451 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円
類似団体	40.9 歳	290,443 円	335,143 円
			317,423 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		上川町	道	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

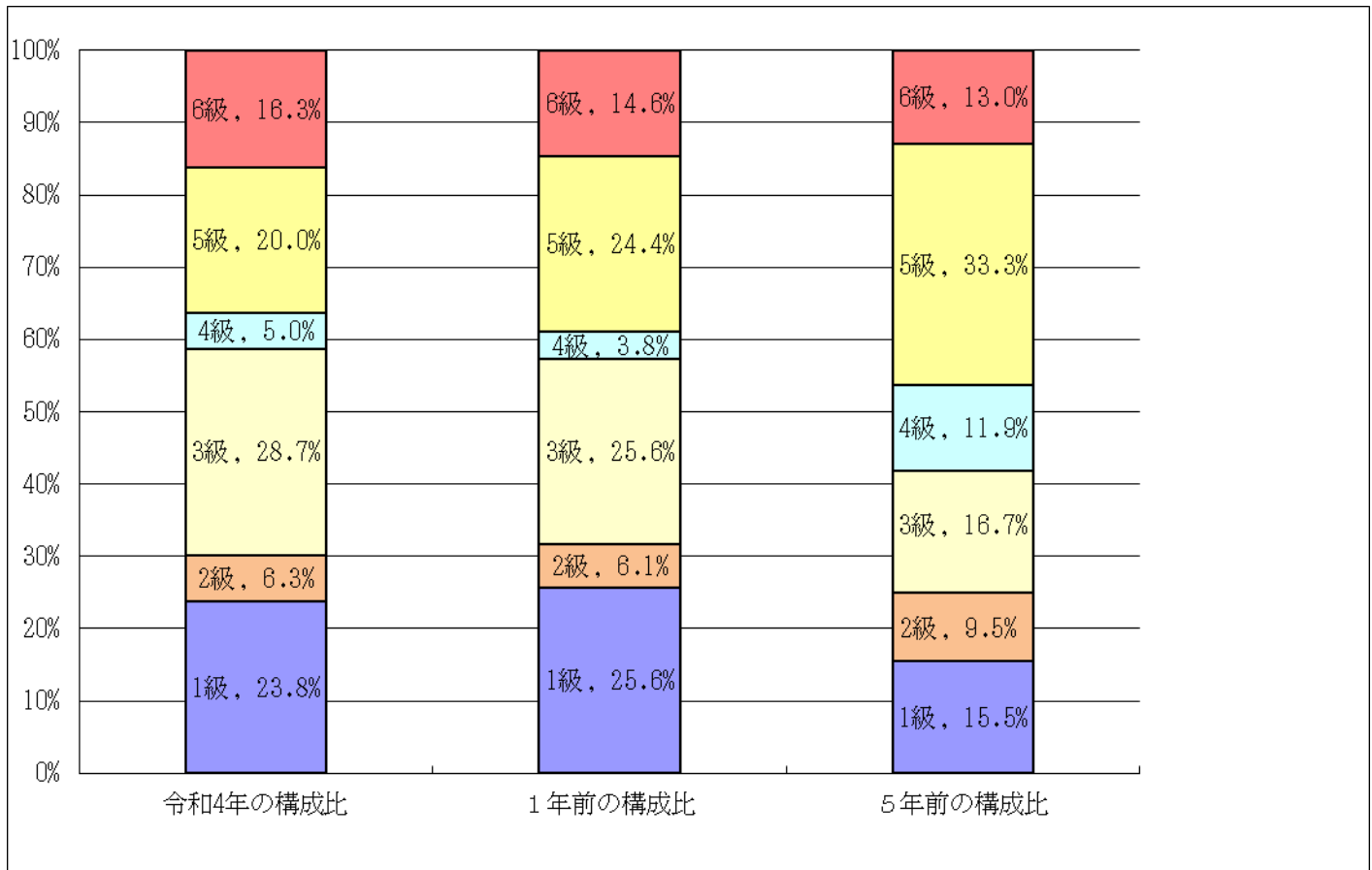
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,200 円	355,000 円	381,700 円	390,300 円
	高校卒	231,200 円	303,900 円	355,000 円	381,700 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

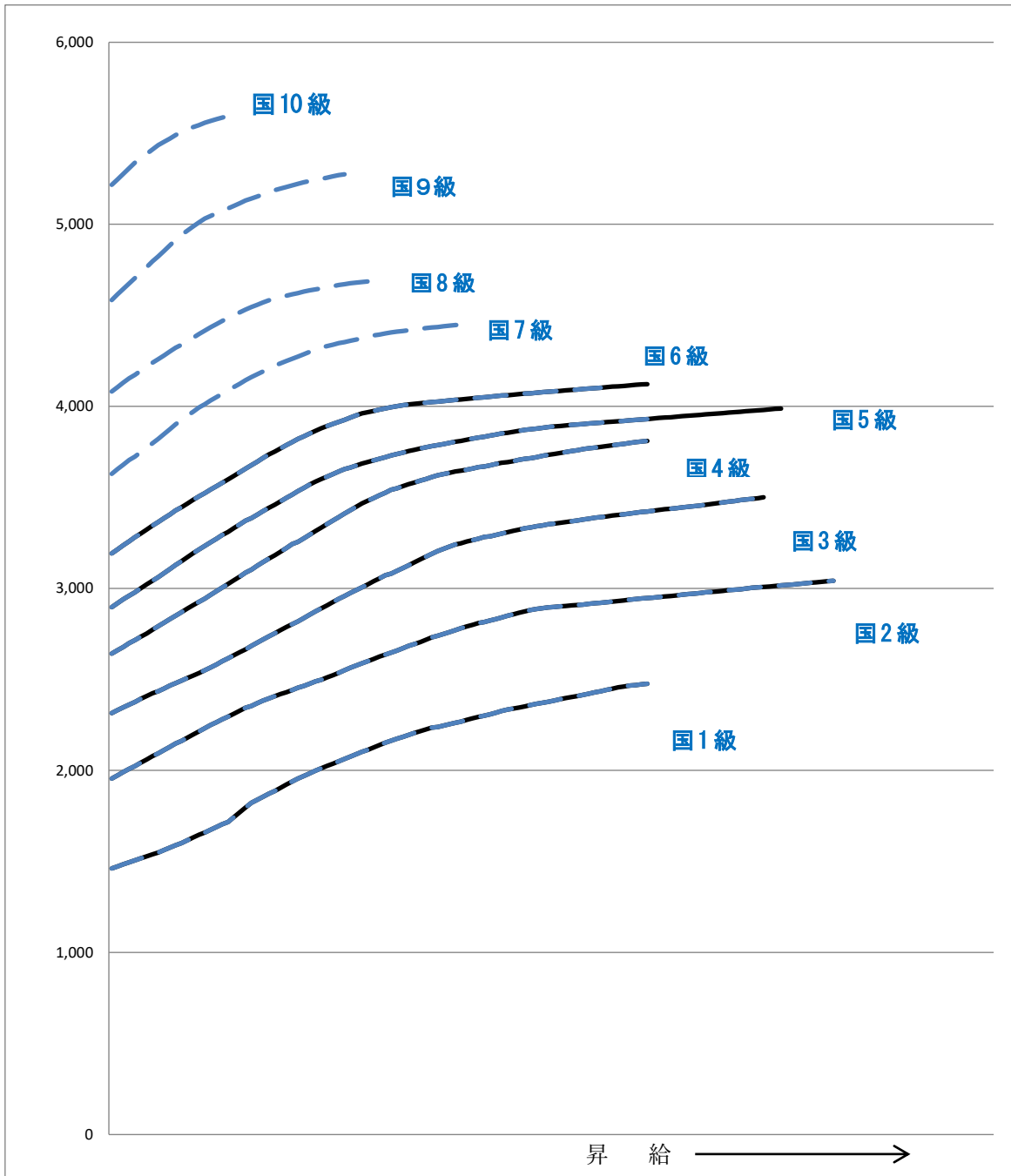
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事・技師	19人	23.80%	146,100円	247,600円
2級	主事・技師・主任	5人	6.30%	195,500円	304,200円
3級	主任・主査	23人	28.70%	231,500円	350,000円
4級	主査・副主幹・課長補佐	4人	5.00%	264,200円	381,000円
5級	副主幹・課長補佐・課長	16人	20.00%	289,700円	398,800円
6級	課長	13人	16.30%	319,200円	412,200円

- (注) 1 上川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



## (3)昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

上 川 町	道	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,345 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,593 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.9) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.9) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 6%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2)退職手当(令和4年4月1日現在)

上 川 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	16,946 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 特殊勤務手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		0千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		0.0%
手当の種類(手当数)		8
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
危険手当	伝染病防疫救治に従事する職員	日額 500 円
	家畜伝染病予防業務に従事する職員	日額 500 円
不快手当	行路病人及び行路死亡人を所定の施設に収容する職員	1体 1,000 円
	火葬場に勤務する職員	1体 1,000 円
医療従事手当	放射線取扱技術職員及びその補助職員	月額 5,000 円
	病理細菌検査及び試験検査に従事する職員	月額 5,000 円
	正規の勤務時間として深夜に看護業務に従事する看護師等	1回 7,300 円
	救急医療業務に従事するため、正規の勤務時間以外に待機を命じられた看護師	1回 1,000 円

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	21,359 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	250千円
支給実績(令和2年度決算)	28,701 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	350千円

## (5) その他の手当

(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	・子:10,000円 ・子以外の扶養親族:6,500円 ・満16歳から満22歳までの子:5,000円加算	同	同	10,445千円	248,683円
住居手当	・自宅の場合:7,000円(世帯主) ・借家の場合:(家賃12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	国は、自宅に係る住居手当無し。借家について家賃月額16千円超えから対象、支給上限28千円	12,294千円	170,743円
通勤手当	・交通機関を利用する場合:月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券の価格を一括支給 ・乗用車等を使用する場合:使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同	同	1,361千円	194,477円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 課長職等 月額45,000円 課長補佐職等 月額34,000円	異	国は、支給額について俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分で定められた額を支給	9,444千円	472,200円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のある世帯主 131,900円 扶養親族のない世帯主 72,900円 その他の職員 51,700円	同	同	9,036千円	94,127円
管理職特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営必要により週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 課長職等 休日7,000円/回 平日深夜6,000円/回 課長補佐職等 休日6,000円/回 平日深夜5,000円/回 休日で6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額	異	国は、支給額について俸給の特別調整額の区分等に応じ支給	75千円	12,417円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日)

## 5 特別職の報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	町長	745,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 810,000円 / 455,000円
	副町長	613,000円	650,000円 / 440,000円
報酬	議長	249,300円	360,000円 / 140,000円
	副議長	208,600円	320,000円 / 115,000円
	議員	179,800円	300,000円 / 100,000円
期末手当	町長 副町長	(令和3年度支給割合) 4.3月分	
	議長 副議長 議員	(令和3年度支給割合) 4.3月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126	(1期の手当額) 1,528万円 (支給時期) 任期毎に支給
	副町長	給料月額×在職年数×3.234	793万円 任期毎に支給
寒冷地手当	町長・副町長	一般職と同様に支給	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

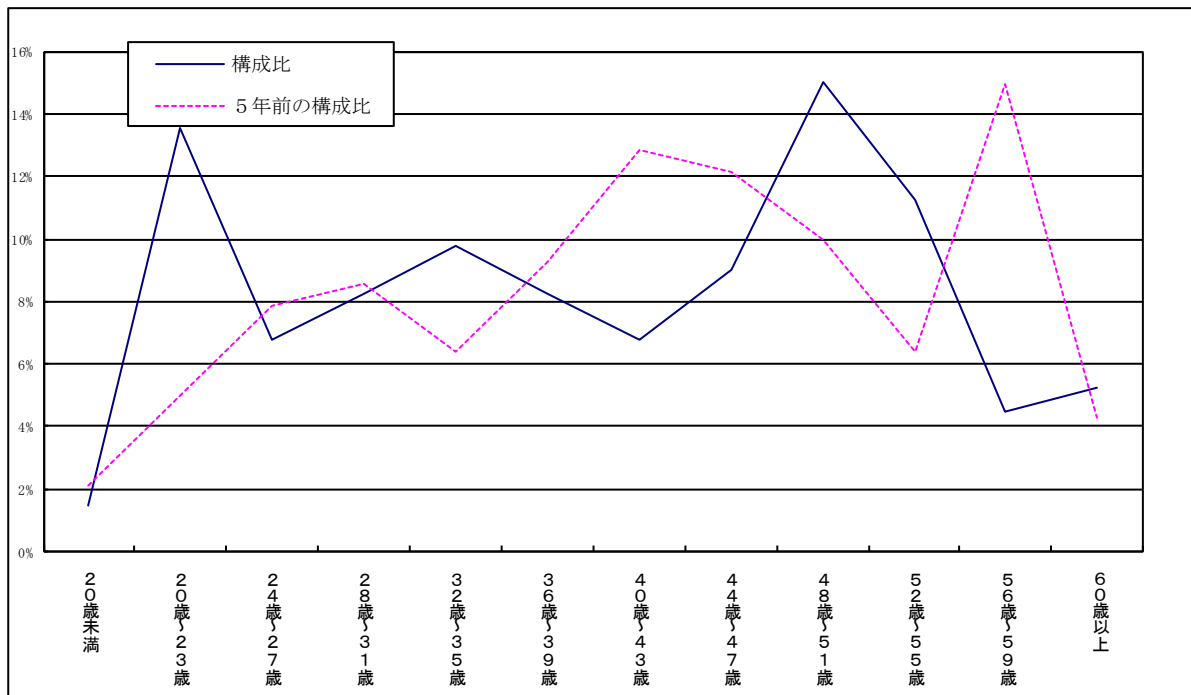
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	部門		令和4年	令和3年度		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	退職者不補充による減
		総務	25	25	0	
		税務	4	4	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	8	9	-1	
		商工	8	8	0	
		土木	12	12	0	
		民生	17	18	-1	
	衛生	9	9	0	派遣終了職員の人事異動に伴う減	
		小計	85	87	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 256.95人 (類似団体の人口1万当たり職員数 214.30人)
	教育部門	9	10	-1	業務見直しに伴う減	
	小計	94	97	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 284.16人 (類似団体の人口1万当たり職員数 249.67人)	
公営 企業等 会計 部門	病院	20	20	0		
	水道	3	3	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	14	14	0		
	小計	39	39	0		
合計		133 [200]	136 [200]	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 402.06人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	18人	9人	11人	13人	11人	9人	12人	20人	15人	6人	7人	133人

5年前	3人	7人	11人	12人	9人	13人	18人	17人	14人	9人	21人	6人	140人
-----	----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	------

20歳未満～23歳～27歳～31歳～35歳～39歳～43歳～47歳～51歳～55歳～59歳以上  
 構成比 1.5% 13.5% 6.8% 8.3% 9.8% 8.3% 6.8% 9.0% 15.0% 11.3% 4.5% 5.3%  
 5年前の 2.1% 5.0% 7.9% 8.6% 6.4% 9.3% 12.9% 12.1% 10.0% 6.4% 15.0% 4.3%

(3) 職員数の推移(令和4年4月1日現在)

(単位:人)

部門別	年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		86	89	86	88	87	85	98.8%
教育		11	11	10	9	10	9	81.8%
普通会計		97	100	96	97	97	94	96.9%
公営企業等会計		43	44	43	41	39	39	90.7%
総合計		140	144	139	138	136	133	95.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総 費 用	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費	総 費 用 に 占 め る 職 員 給 与 費 比 率	(参考) 2 年 度 の 総 費 用 に 占 め る 職 員 給 与 費 比 率
	A		B	B/A	
令和3年度	111,166千円	2,737千円	17,442千円	15.7%	14.7%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	3人	10,182千円	806千円	3,398千円	14,386千円	4,795千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上川町	37.6 歳	292,723 円	467,575 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円
町水道事業	44.7 歳	286,133 円	435,139 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

上 川 町	水 道 事 業
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,345 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,133 千円
(支給割合) 期末手当 2.40 (1.35) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	(支給割合) 期末手当 2.40 (1.35) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算6%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算6%~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当

(令和4年4月1日現在)

上 川 町			水道事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 16,946 千円			1人当たり平均支給額 -		

## ウ 特殊勤務手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		0千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価	
危険手当	伝染病防疫救済に従事する職員	日額	500 円
	家畜伝染病予防業務に従事する職員	日額	500 円
不快手当	行路病人及び行路死亡人を所定の施設に収容する職員	1体	1,000 円
	火葬場に勤務する職員	1体	1,000 円
医療従事手当	放射線取扱技術職員及びその補助職員	月額	5,000 円
	病理細菌検査及び試験検査に従事する職員	月額	5,000 円
	正規の勤務時間として深夜に看護業務に従事する看護師等	1回	7,300 円
	救急医療業務に従事するため、正規の勤務時間以外に待機を命じられた看護師	1回	1,000 円

## エ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	20 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	7 千円
支給実績(令和2年度決算)	122 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	61 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当

(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子:10,000円</li> <li>・子以外の扶養親族:6,500円</li> <li>・満16歳から満22歳までの子:5,000円加算</li> </ul>	同	同	78千円	26,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅の場合:7,000円(世帯主)</li> <li>・借家の場合:(家賃12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同	同	504千円	168,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用する場合:月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券の価格を一括支給</li> <li>・乗用車等を使用する場合:使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給</li> </ul>	同	同	0千円	0円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督の地位にある職員に支給</li> <li>課長職等 月額45,000円</li> <li>課長補佐職等 月額34,000円</li> </ul>	同	同	0千円	0円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のある世帯主 131,900円 扶養親族のない世帯主 72,900円 その他の職員 51,700円	同	同	205千円	68,333円
管理職特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営必要により週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給</li> <li>課長職等 休日7,000円/回 平日深夜6,000円/回</li> <li>課長補佐職等 休日6,000円/回 平日深夜5,000円/回</li> </ul> 休日で6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額	同	同	0千円	0円